明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

限定承認公告

本籍広島県尾道市西久保町五四五番地、最後の住所広島県尾道市西久保町八番二号

被相続人　亡　盛久　晋

右被相続人は平成二十一年八月十七日死亡し、その相続人は平成二十一年十一月三十日広島家庭裁判所尾道支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十日

広島県尾道市西久保町八番二号

限定承認者　盛久　照子

取得条項付新株予約権の取得事由発生につき通知公告

当社は、当社の取得条項付第一回新株予約権二九九個及び第三回新株予約権六個の取得事由（新株予約権者の地位の喪失）が生じたので、かかる新株予約権の全てを無償にて当社が取得いたしましたので、会社法第二七五条第四項及び第五項の規定により公告します。

平成二十一年十二月十日

東京都中央区八重洲二丁目八番一号

サイトロック株式会社

代表取締役　荒谷　茂伸

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は平成二十二年一月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することと致しました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十一年十二月十日

東京都港区南青山三丁目一一番四号

ヴィーナス・ファクトリ株式会社

代表取締役　大野　榮治

金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡の公告

当社は、Phillip Financials株式会社（住所東京都千代田区永田町二丁目四番三号）に対して当社の第一種金融商品取引業に係る事業の全部を譲渡することにいたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力発生日は平成二十二年一月二十五日です。

平成二十一年十二月十日

東京都千代田区神田美土代町七番地四

株式会社アトランティック・ファイナンシャル・コーポレーション

代表取締役　大森　恒郎

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十一年十二月二十五日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第一一〇条第二項の規定により公告いたします。

一　優先資本金の額の減少をする目的

特定社債の発行等により生じた金銭を、資産流動化計画に係る業務の終了前に優先出資の払戻しとして優先出資者に交付するため。

二　優先資本金の額の減少をする要件

ある事業年度（以下「配当不足事業年度」という。）に係る配当可能利益が、A号優先出資普通配当枠の満額の配当を行うのに不足（以下、かかる配当の不足額を「配当不足額」という。）すること。

三　優先資本金の額の減少をする時期

配当不足事業年度に係る定時社員総会の終結後に遅滞なく行う。

四　優先資本金の減少の額

金二千七百万円

五　消却する優先出資の種類及び口数

A号優先出資五四〇口を償却する。

六　消却の方法

消却の対象となるA号優先出資五四〇口を、各A号優先出資社員の保有口数で按分して（小数点以下は四捨五入する。）それぞれ消却口数を決定し、優先出資一口につき金五〇、〇〇〇円で有償強制消却する。

七　消却に要する金額

金二千七百万円

優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

A号優先出資

平成二十一年十二月十日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

特定目的会社Ｋｅｎ―１ＧＰ

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十一年十二月二十五日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第一一〇条第二項の規定により公告いたします。

一　優先資本金の額の減少をする目的

特定社債の発行等により生じた金銭を、資産流動化計画に係る業務の終了前に優先出資の払戻しとして優先出資者に交付するため。

二　優先資本金の額の減少をする要件

ある事業年度（以下「配当不足事業年度」という。）に係る配当可能利益が、A号優先出資普通配当枠の満額の配当を行うのに不足（以下、かかる配当の不足額を「配当不足額」という。）すること。

三　優先資本金の額の減少をする時期

配当不足事業年度に係る定時社員総会の終結後に遅滞なく行う。

四　優先資本金の減少の額

金一千五百四十五万円

五　消却する優先出資の種類及び口数

A号優先出資三〇九口を償却する。

六　消却の方法

消却の対象となるA号優先出資三〇九口を、各A号優先出資社員の保有口数で按分して（小数点以下は四捨五入する。）それぞれ消却口数を決定し、優先出資一口につき金五〇、〇〇〇円で有償強制消却する。

七　消却に要する金額

金一千五百四十五万円

優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

A号優先出資

平成二十一年十二月十日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

特定目的会社Ｋｅｎ―１ＭＡＸ

取締役　粟国　正樹

訂正公告

平成二十一年十一月二十七日掲載の金融商品取引業廃止の公告中、「結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。」とあるは「第一種金融商品取引業の店頭外国為替証拠金取引事業のオンライン取引（ＤＲＡＧＯＮ　ＦＸ24）につきましては、結了が必要な顧客取引はございません。返還を必要とする顧客につきましては、当該顧客から金融機関口座の指定があり次第振込み送金にて当該顧客財産を返還いたします。また対面取引事業（ＨＯＸＳＩＮ　ＦＸ）につきましては平成二十一年十一月十一日の官報公告のとおり、ＩＶＴインベストメント・バンキング株式会社に平成二十一年十二月十四日をもって譲渡いたしますが、移管に同意されなかった顧客については同年十二月九日に当該顧客取引を決済し、当該顧客財産は同年十二月十一日までに当該顧客の指定金融機関口座に振込みにより返還いたします。第二種金融商品取引業（商品ファンド）につきましては、商品ファンド「四天王」は、平成二十一年十二月三十一日に繰上償還されますので同日をもって償還手続きを行い、平成二十二年一月中旬頃当該顧客に振込み送金いたします。また商品ファンド「天翔」は結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。」に訂正いたします。

平成二十一年十二月十日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目九番二号

北辰物産株式会社

代表取締役　松本　博任

取消公告

平成二十一年十月二十三日（号外第二二六号）掲載の資本金及び準備金の額の減少公告並びに第七期決算公告（枠組）中、資本金及び準備金の額の減少公告のみ取消します。

なお、平成二十一年十一月三十日に本店移転を行っております。

平成二十一年十二月十日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号

インタースイストラスト証券株式会社

代表取締役　魚本健太郎

お知らせ

第百七十一回国会会議録は、本日発行の参議院会議録索引をもって、次のとおり終了いたしました。

平成二十一年十二月十日

独立行政法人国立印刷局

衆議院会議録

第一号から第四十七号まで

索　引

参議院会議録

第一号から第三十九号まで

追　録

索　引

◉号外　十二月十日付第二五九号九日付（第一七一回）参会索

六ページ●同日付政府調達第二二七号二四ページ●同引三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）